

参考資料

1 策定に係る主な経過

名 称	開催年月日	議 題 等
第151回 藤沢市都市計画審議会	2015年(平成27年) 5月26日	都市計画公園・緑地見直しの取組みについて【報告】 (見直しの背景及び必要性、公園・緑地が未着手となっている主な原因と課題)
第152回 藤沢市都市計画審議会	2015年(平成27年) 8月28日	都市計画公園・緑地見直しの取組みについて【報告】 (見直しの方向性、見直しの進め方)
第153回 藤沢市都市計画審議会	2015年(平成27年) 11月24日	藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方 (素案) について【諮問】
市民意見公募 (パブリックコメント)	2015年(平成27年) 11月27日 ～ 12月28日	藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方 (素案) について
第154回 藤沢市都市計画審議会	2016年(平成28年) 2月18日	藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方について【答申】
藤沢市議会定例会 建設経済常任委員会	2016年(平成28年) 3月 1日	藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方 (案) について【報告】

2 用語の解説

用語		説明
ア	憩いの森	藤沢市憩いの森開設規程に基づき、市内に残されている概ね3,000㎡以上の樹林地を、土地所有者の協力を得て、賃貸借契約などにより、市民が身近に自然に親しめるように設置するものです。
カ	開発行為	都市計画法に基づき、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をさします。
	工業団地造成事業	都市計画法等に基づき行われる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をさします。
サ	GIS	地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術であります。
	施設緑地	公園や緑地等として整備を図る都市施設をさします。
	市民農園	一般的に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいいます。
	社会資本整備審議会	国土交通省設置法に基づき、国土交通省に設置されている審議会で、国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項の調査審議等を行います。
	借地公園	土地所有者との貸借契約により、行政が用地を取得することなく、効率的に都市公園の整備を行うことが可能な制度であり、貸借契約が終了する場合には都市公園が廃止されます。

	生産緑地地区	生産緑地法等に基づき、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に指定されるもので、地区内では建築行為などが規制され、指定後30年経過後などの場合に農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができます。
タ	地域制緑地	都市施設としての緑地ではなく、法律や条例などに基づき指定することにより、私有地であっても、区域内の土地利用や開発を規制し、風致の保護や環境の保全を図る緑地をさします。
	特別緑地保全地区	都市緑地法等に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全を図ることを目的に指定する地区であります。地区内では建築行為や木竹の伐採などの行為は現状凍結的に制限されるため、その代償措置として税の軽減や土地の買取り制度が設けられています。
	都市計画基本図	都市計画法に基づく都市計画図書（総括図、計画図等）に使用する地形図をさします。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画（土地利用、道路や公園等の都市施設の整備、自然的環境の整備又は保全等）の方針を示しています。
	都市計画審議会	都市計画法に基づき設置される機関で、本市では藤沢市都市計画審議会条例により設置しています。 都市計画は、まちの将来の姿を決定するものであり、住民の生活にも大きな影響を及ぼすものであるため、都市計画の決定は、行政の判断だけでなく、市民の代表、学識経験者、関係行政機関の職員などにより構成される都市計画審議会の調査審議を経て行われることとされています。
	都市マスタープラン （市町村の都市計画に関する基本的な方針）	都市計画法に基づき策定するものであり、都市づくりの方針を示すものです。本計画は、都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。

	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路や公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の増進を図る面的整備事業をさします。
ハ	風致地区	都市計画法に基づき、都市の風致を維持することを目的に、歴史的・郷土的意義のある地区や自然環境に富んだ地区などを指定し、建築物などの規制・誘導を図るものです。
	保安林	水源のかん養、土砂の流出、その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など森林の持つ特定の機能を高度に発揮させるために森林法に基づき、指定された森林であり、保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更（開発行為）などの際に制限を受けますが、税制上の優遇措置なども受けることができます。
	保存樹林	藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、樹木が健全で、景観上特に優れている 300 m ² 以上の樹林地のうち、市長が指定した樹林地をさします。
マ	緑の基本計画 （緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）	都市緑地法に基づき、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、緑とオープンスペースに関する総合的な計画であります。
	緑の広場	藤沢市緑の広場の確保に関する要綱により、概ね 500 m ² 以上の土地でレクリエーション広場、自然環境保全地などのいずれかに適合すると認められたものを「緑の広場」として設置するものです。10 年以上を契約期間として、土地所有者と賃貸借や使用賃借契約を結んでいます。
ヤ	用途地域	都市計画法に基づき、指定するもので、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものです（12 種類）。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。

藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方

計画建築部 都市計画課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111(内線 4214)

E-mail tosikei@city.fujisawa.kanagawa.jp

